

EA対策コース はじめに



当コースは、『U.S.CPA 学習経験者』を対象とし、効率よくEA試験合格を目指していただくためのコースです。

《当コースに含まれる教材》

下記3点の教材が含まれています。

- ① **GLEIM教材** ※GLEIM Online演習ソフトを含む。
- ② **『厳選問題要点ノート』(当パワーポイント資料)**
- ③ **GLEIMテキスト問題集『全問ポイント日本語解説集』(補助レジュメ)**

※TACのU.S.CPA本科生コースご受講の方でU.S.CPA(TAX)最新教材の入手を希望される場合、U.S.CPA5年間継続再受講制度(教室・個別DVD講座¥3,100)をご活用ください。

《税法の数値改訂について》

EA試験では、一部の数値を正確に覚えていることが要求されます。
(但し、選択肢より、推測が可能な場合もあります。)

2014年5月1日～2015年2月28日までの試験期間は、
2013年度申告の数値での出題となります。

※重要数値等の**改訂レジュメ**は受講生サイトより無料ダウンロード可(毎年4月下旬)。

EA試験概要

EA試験は、3つの科目(Part)から構成されています。

試験科目(Part)	出題内容(EA演習講義回数)	2013～2014 合格率
Part 1: Individuals	連邦個人所得税および連邦贈与税・相続税 が出題される。(講義全2回)	75%～85% 程度
Part 2: Businesses	事業関連の連邦税法 が出題される。(講義全3回)	50%～65% 程度
Part 3: Representation, Practice, and Procedures	税務代理業務および諸手続き が出題される。(講義全1回)	85%～90% 程度

各科目**3.5時間**のコンピュータ試験となり、**各科目100問の四択問題**が出題されます。1問あたりの解答時間は2分程度が目安となります。問題の難易度に応じて得点数が異なり、採点の対象とはならない問題も一部含まれています。

※ 試験終了時すぐに**試験結果**がわかります(**スコア105～130が合格**)。

2年間有効な科目合格制度があり、どの科目から受験・合格しても構いませんが、Part1⇒2⇒3の順序で学習・受験することをお勧めします。

学習の流れ【Point #1】

問題ランク分け

TACでは、GLEIMテキスト問題集に掲載されている問題について、下表の3つにランク分けしています。効率よく演習を進めてください。

Aランク	U.S.CPA試験内容と重複する基本的な問題 ※一部、FAR(財務会計)・BEC(管理会計)・REG(組織法)の内容を含む。
Bランク	EA試験特有の上級論点(細かい論点)を含む問題
Cランク	合否には影響が少ない余力がある方向けの問題 ※チャレンジ問題または細かすぎる暗記が要求される問題をCランクとしています。

※「問題ランク表」もご活用ください。

学習の流れ【Point #2】

合格までの流れ

① 講義にて
“厳選問題”

② 残りの問題演習

③ ランダム100問
(模擬試験)

短期合格

3つのパート(科目)に共通する内容

講義にて、GLEIMテキスト問題集及びOnline演習ソフトから主にA及びBランクの厳選問題とその要点を当パワーポイント資料を用いて解説します。

講義で扱わなかったGLEIMテキスト問題集の残りの問題を中心に、補助レジュメの「全問ポイント日本語解説集」を見ながら効率的に演習を行って下さい。

GLEIMは問題集での75%以上の正答率を合格レベルとしています。A及びBランクのみで十分合格が可能です。

GLEIM Online演習ソフト(<https://www.gleim.com>)にログインし、科目を選択⇒Test Prepタブ内のCreate a Practice Exam(Create One Now!)をクリック⇒Select Allをクリックし全Unitを選択後、画面下のNextをクリック⇒抽出基準等を選択⇒問題数を100問に設定し、右下のFinishをクリック⇒PC画面上でランダム100問演習(模擬試験)にチャレンジしてください。

コンピュータ形式のEA試験

以下は、GLEIM模擬試験のコンピュータ画面サンプルです。

Question 2 of 100 **Prometric Emulation** **Time Remaining: 2:28:03**

George and Marie sold their primary residence this year for \$300,000. They purchased the home 20 years ago for \$100,000 and lived in the home until the sale. George was a salesman and used 1/6th of the home as a business office. He deducted 1/6th of all costs, including depreciation, since the purchase. The original cost of \$100,000 was assessed at \$40,000 land and \$60,000 building. In taking depreciation for the office, George used the straight-line method with a 30-year life. What is George and Marie's depreciation on the business portion?

☐ A. \$200,000
☐ B. \$16,667
☐ C. \$6,667
☐ D. None

Previous: 前の問題に戻る。
Next: 次の問題に進む。

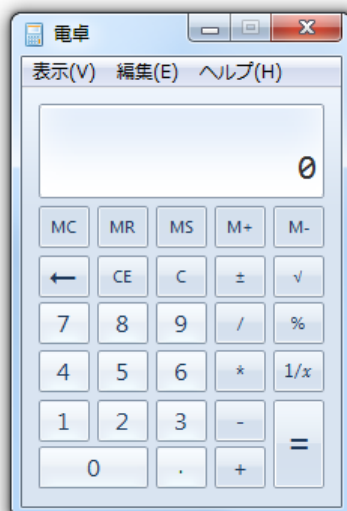
Mark: 見直したい問題は、このボタンをクリックしておく。

Calculator: 電卓
CALCULATOR

PREVIOUS **NEXT** **MARK** **REVIEW**

PC画面上の電卓

以下は、GLEIM模擬試験のコンピュータ画面サンプルです。



(注) PC画面上の電卓以外に、
通常の卓上電卓も配布されます。

REVIEW 画面

以下は、GLEIM模擬試験のコンピュータ画面サンプルです。

Question 8 of 100		Prometric Emulation	Time Remaining: 1:40:40
Questions	Marked	Incomplete	Complete
▶ Question 1	Yes		Yes
☑ Question 2			Yes
☑ Question 3			Yes
☑ Question 4			Yes
☑ Question 5			Yes
☑ Question 6			Yes
☑ Question 7			Yes
▶ Question 8	Yes		Yes
☑ Question 9			Yes
☑ Question 10			Yes
☑ Question 11			Yes

▶ = Marked question ◻ = Incomplete question

Review Incomplete: 未回答の問題のみ順に表示。

Review Marked: マークを付けた問題のみ順に表示。

End Test: 注!! 試験を終了する。

問題番号をクリックして、お勧め!!
その問題を表示することもできる。

REVIEW ALL REVIEW INCOMPLETE REVIEW MARKED END

USCPA試験のTAXとの違い

EA試験の出題範囲は、
USCPA試験のTAXと
学習項目は重複している。

但し、EA試験では、USCPA試験よりも、
深く細かい税法知識が要求される。

税金を課すIRSが出題者であること。

(注)EA試験のPart 3は、他のパートと比べ、
学習項目の重複度合いが低いといえる。

Part 1

Individuals 目次

Study Unit 1-11 INDIVIDUAL INCOME TAX (連邦個人所得税)		
SU1	Filing Requirements (申告義務)	講義 ①
SU2	Gross Income (総所得)	
SU3	Business Deductions (事業経費の控除)	
SU4	Above the Line Deductions and Losses (調整総所得前控除および損失)	
SU5	Itemized Deductions (項目別控除)	
SU6	Tax Credits, Other Taxes, and Payments (税額控除、その他の税、前払税金)	講義 ②
SU7	Basis (資産のベースス)	
SU8	Adjustments to Assets Basis and Capital Gains and Losses (資産のベーススに対する調整とキャピタル・ゲインまたはロス)	
SU9	Business Property, Related Parties, and Installment Sales (事業用資産、関係者間取引、割賦販売)	
SU10	Nonrecognition Property Transactions (非課税の資産取引)	
SU11	Individual Retirement Accounts (個人退職年金口座)	
Study Unit 12-13 GIFT AND ESTATE TAX (連邦贈与税・相続税)		
SU12	Gift Tax (贈与税)	
SU13	Estate Tax (相続税)	

Part 1

Individuals 問題数



GLEIM Online演習ソフト 問題数: **1,326**問

うち、**390**問が **GLEIMテキスト問題集**に掲載されている。
(SU13 × 各30問)



厳選問題

133問

問題集: 92問★
Online: 41問

Aランク	U.S.CPA試験内容と重複する基本的な問題	218問(55.9%)
Bランク	EA試験特有の上級論点(細かい論点)を含む問題	108問(27.7%)
Cランク	チャレンジ問題	64問(16.4%)

※GLEIMテキスト問題集掲載問題のうち、講義で演習する厳選問題には、「問題ランク表」および補助レジュメ「全問ポイント日本語解説集」内に★マークを付けてある。

FORM 1040 連邦個人所得税申告書

GROSS INCOME

– Above the Line Deductions

= **ADJUSTED GROSS INCOME**

– Itemized Deductions or Standard Deduction

– Personal and Dependency Exemptions

= **TAXABLE INCOME**

× Tax Rate

= **INCOME TAX**

+ Alternative Minimum Tax (AMT) / SE Tax / Other Taxes

– Tax Credits / Payments

= **TAX LIABILITY OR REFUND**

申告書・その他の調書のダウンロード

ダウンロード先: IRSホームページ <http://www.irs.gov/>



※主要なフォームは印刷し、補助レジュメ「全問ポイント日本語解説集」の巻末資料: フォーム集に掲載している。

Part 1

STUDY UNIT 1

FILING REQUIREMENT

申告義務

GLEIMテキスト問題集 計30問ランク内訳

A13問(43.3%) B13問(43.3%) C4問(13.4%)

1-1 Preliminary Work to Preparer Tax Returns
(申告書作成のための準備)

1-2 Filing Status
(申告資格)

1-3 Filing Requirements
(申告義務)

1-4 Personal and Dependency Exemptions
(人的控除・扶養控除)

1-5 Returns of Dependents
(扶養家族の申告)

1-6 Nonresident and Dual-Status Aliens
(非居住外国人・二重資格を有する外国人)

SU1-Q2**1-1. Preliminary Work to Prepare Tax Returns****Bランク**

Which taxpayer information is necessary to have before preparing a tax return?

- A. Immigration status.
- B. Age of an individual.
- C. Marital status.
- D. All of the information is needed.

＜メモ＞ EA試験では、納税者の立場ではなく
「申告書作成者」としての立場から問題を解く必要がある。

<演習履歴> ○△×

☐ ☐**SU1-Q2****Answer(D) is correct.****出題トピック: 納税者の基本情報****Point !****申告書作成のための準備 (preliminary work)**

申告書作成業務を行うために、納税者から下記を入手する。

- ① 納税者の過年度の申告書
- ② 納税者の基本情報

- ・生年月日 (date of birth) と **年齢 (age)**
- ・**婚姻状況 (marital status)**
- ・扶養家族 (dependents) の有無
 - ※ 社会保障番号(SSN)
個人納税者識別番号(ITIN) ←SSN取得資格がない外国人の場合
養子手続過程の納税者識別番号(ATIN)
- ・**国籍 (citizenship)**
- ・**米国滞在状況 (immigration status)**

- ③ 所得税申告に必要な書類 ※必要書類リストは補助レ巻末資料: フォーム集(F-3ページ)。
例: Form W-2 (給与所得の源泉徴収票)、1099-INT/DIV (利子/配当等の支払調書)

<ポイント解説>

選択肢 (A) (B) (C) : すべて納税者から入手すべき情報である。∴ **選択肢 (D)** が正解。

Point ! 1-2. Filing Status	
Filing Status(申告資格)=5種類の申告する形	
申告資格は、 課税年度末(暦年課税年度採用の場合12/31)の時点 で法的に結婚しているかどうかで、2つに大別される(※但し、配偶者の死亡年度・みなし独身の特例あり)。申告資格に応じて、適用される税率表や標準控除額 (standard deduction) 等が異なる。	
既婚者	(1) Married Filing Jointly: MFJ / Joint Return(夫婦合算申告) 課税年度末に結婚している夫婦が所得を合算して申告する形。 (Married at Y/E, NOT divorced 離婚, legally separated 法的別居) 片方にしか所得がない場合および一般的にはMFJを選択したほうが有利となる。 ※特例: 配偶者の死亡年度は、MFJ可 。 (注): MFJを用いる場合、両者がsame taxable year(課税年度)でなければならない。 但し、same accounting method(現金主義、発生主義)を用いる必要はない。
	(2) Married Filing Separately: MFS / Separate Return(夫婦個別申告) 課税年度末に結婚している夫婦がそれぞれ個別に申告する形。 片方の配偶者にしか所得がない場合でも、MFS可。 (注): MFSを用いる場合、両者がsame way (itemized or standard ded.)でなければならない。 (注): コミュニティ・プロパティ州居住の場合、夫婦合算所得を50:50に分割し個別申告を行う。
独身者	(3) Qualifying Widow(er) / Surviving Spouse(適格寡婦(夫)) <適格寡婦(夫)の主な要件> ① 配偶者と 死別 し、課税年度末の時点で独身であること。 配偶者の死亡年度の翌年とその次の年の 2年間 に限り、用いることができる。 ② 当課税年度の『 1年間 』、扶養家族である『 子供 』(※継子・養子・孫を含む。但し、里子を除く。)と同居しており、家計維持費の50%超を負担していること。

Point !

1-2. Filing Status

独身者
(続き)

(4) Head of Household:HOH(特定世帯主)
<特定世帯主の主な要件>
① 課税年度末の時点で独身(※特例: **みなし独身も含む**)であり、Qualifying Widow(er)に該当しない。
② 当課税年度の『**半年**』超の期間にわたり、扶養家族である『**親族(3親等以内の親族)**』(※里子も含む。)と同居しており家計維持費(※食住のみ)の50%超を負担していること。但し、**扶養家族である親とは同居している必要はない**。

親	◎ 扶養家族(dependent)	✕ 同居不要 例: 老人ホーム
子供	◎ 扶養家族(dependent) 【※注】	◎ 『半年』超同居
その他の 『親族』	◎ 扶養家族(dependent)	◎ 『半年』超同居

【※注】未婚の子供の場合、適格子供(“qualifying child”:CARES)の要件を満たしていれば、納税者の扶養家族(dependent)でなくても構わない。
例: 数年前に離婚した母親が12歳の適格子供を養育している。母親は父親から養育費を受領しているためその子供の扶養控除をとる権利を放棄した。元夫(父親)は、“Single(単身者)”を用い、その子供を扶養家族(dependent)として申告書に含め扶養控除をとった。この状況であれば、母親は適格子供との“Head of Household”を選択可。

(5) Single(単身者)
年度末に独身または法的別居状態にある者で、他のどの申告資格にも該当しない者。

SU1-Q3

1-2. Filing Status

Aランク

John and Linda Smith are a childless married couple who lived apart for all of the current year. On December 31 of the current year, they were legally separated under a decree of separate maintenance. Based on the facts, which of the following is the only filing-status choice available to them for the current year?

- A. Married filing joint return.
- B. Married filing separate return.
- C. Head of household.
- D. Single.



SU1-Q3

Answer(D) is correct.

出題トピック: 申告資格の選択

<ポイント解説>

既婚者	(1) Married Filing Jointly: MFJ / Joint Return (夫婦合算申告)
	(2) Married Filing Separately: MFS / Separate Return (夫婦個別申告)
独身者	(3) Qualifying Widow(er) / Surviving Spouse (適格寡婦(夫))
	(4) Head of Household: HOH (特定世帯主)
	(5) Single (単身者)

John氏とLinda氏は、**12/31の時点で法的別居 (legally separated) の状態**にあり、夫婦のステータスを用いることはできない。
扶養家族である子供(親族)がいないため、各自“Single(単身者)”として申告を行う。
∴ **選択肢(D)**が正解となる。

選択肢(A)(B):

12/31に法的に結婚している夫婦であれば、MFJまたはMFSのいずれかを選択可。
一般的には、MFJを選択したほうが有利となる。

選択肢(C):

扶養家族である子供(親族)がいないため、Head of Householdには該当しない。

Online

1-2. Filing Status

Aランク

Lisa was married with two dependent children in 2013. Her husband died in April, and she did not remarry before the end of 2013. Which filing status should Lisa use for her tax return in 2013?

- A. Single.
- B. Married Filing Jointly.
- C. Head of Household.
- D. Qualifying Widow(er) with Dependent Child.

Online

Answer(B) is correct.

出題トピック: 配偶者の死亡年度

<ポイント解説>

配偶者の死亡年度は、特例として、死亡した配偶者とのMFJを用いることができる。
 ∴ 選択肢(B)が正解となる。

Point ! 配偶者と死別 または離婚(法的別居)した独身者の場合

	X1年	X2年	X3年	X4年
死別	MFJ	Qualifying widow(er) 2年間		HOH OR Single
離婚 (法的別居)	HOH OR Single			

HOH: みなし独身の特例あり

= その配偶者と年度の後半6ヶ月間別居している場合、独身としてみなす。

SU1-Q4

1-2. Filing Status

Bランク

Which of the following is not a requirement that must be met in determining whether a taxpayer is considered unmarried for head of household filing-status purposes?

- A. An individual must file a separate return.
- B. An individual must pay more than one-half the cost of keeping up a home for the tax year.
- C. An individual's home must be, for the entire year, the main home of his/her child, stepchild, or adopted child whom (s)he or the noncustodial parent can properly claim as a dependent.
- D. An individual's spouse must not have lived in their home for the last 6 months of the tax year.

SU1-Q4

Answer(C) is correct.

出題トピック: 特定世帯主(みなし独身)

<ポイント解説> 以下より、**選択肢(C)**が正解となる。

Head of Household
特定世帯主の要件

- ① 課税年度末の時点で独身(※**みなし独身**も含む)であり、Qualifying Widow (er)に該当しない。
- ② 当課税年度の『**半年**』超の期間にわたり、扶養家族である『親族(3親等以内の親族)』と同居しており**家計維持費(※食住のみ)の50%超**を負担していること。

Point !

みなし独身

みなし独身規定とは、子供がいる納税者が、**課税年度末の時点で法的には結婚している状態にあるにもかかわらずMFJを選択せざるを得ない状況**にあり(配偶者からMFJのための署名をもらえない状況にあり)、**その配偶者と年度の後半6ヶ月間別居**している場合、独身としてみなすという規定である。当規定は主に配偶者と別居中の母子(父子)家庭を想定したもので、その他の要件を満たしていればHead of Householdを用いることを認めている。

<参考> MFJを用いる場合には、申告書上、夫婦2人の署名が必要である。なお、MFJを用いた場合、未納税額等に対し夫婦が連帯責任を負う。(但し、無責配偶者 (innocent spouse) 規定により、連帯責任から救済されることもある。)

SU1-Q5

1-2. Filing Status

Aランク

Which of the following is not a requirement you must meet to claim head of household filing status?

- A. Your spouse did not live in your home during the last 6 months of the tax year.
- B. You paid more than half of the cost of keeping up your home for the entire year.
- C. Your home was the main home of your foster child for the entire year.
- D. You are unmarried or considered unmarried on the last day of the year.

SU1-Q5

Answer(C) is correct.

出題トピック: 特定世帯主(同居の要件)

<ポイント解説> 特に同居の要件の比較がポイントとなる。**※いずれも“一時的な別居”規定適用。**

Qualifying Widow
適格寡婦(夫)

納税者は、当課税年度の『**1年間(Whole year)**』、扶養家族である『**子供**』(※継子・養子・孫を含む。但し、里子を除く。)と同居しており、家計維持費の50%超を負担していること。

『子供』	◎ 扶養家族(dependent)	◎ 『1年間』同居
------	-------------------	-----------

Head of Household
特定世帯主

納税者は、当課税年度の『**半年(Half year)**』超の期間にわたり、扶養家族である『**親族(3親等以内の親族)**』(※里子も含む。)と同居しており、家計維持費の50%超を負担していること。但し、**扶養家族である親とは同居の必要はない。**

親	◎ 扶養家族(dependent)	✕ 同居不要 例: 老人ホーム
子供	◎ 扶養家族(dependent) 【※注】	◎ 『半年』超同居
その他の『親族』	◎ 扶養家族(dependent)	◎ 『半年』超同居

∴ Head of Householdにおいては、1年間(entire year / whole year)ではないため、**選択肢(C)**が正解となる。

Phil is unmarried in 2013. His dependent daughter, Susan, lived with him all year. Property taxes of \$2,500 and mortgage interest of \$5,000 on the home where he and Susan live are divided equally with his ex-wife. Phil paid the utilities of \$200 per month. What amount may Phil use as the costs of keeping up a home to qualify for head of household filing status?

- A. \$6,150
- B. \$4,950
- C. \$3,750
- D. \$9,900

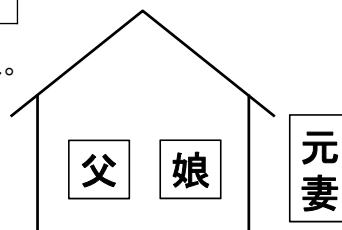
出題トピック: 特定世帯主(家計維持費の50%超)

<ポイント解説>

「家計維持費」に含まれるもの 食・住のみ	含まれないもの 衣・その他
固定資産税 住宅担保ローンの借入利息 賃借料 水道光熱費 住宅の修繕維持費 住宅の保険料 食費	衣料費 教育費 医療費 生命保険料 交通費 休暇費用 納税者・扶養家族による役務提供の価値

自宅の固定資産税と借入利息は、元妻と半分ずつ負担。
 ∴ Head of Household の要件を満たしているかどうか
 を判断する上で Phil 氏が負担した家計維持費は、
 $(\$2,500 \text{ 固定資産税} + \$5,000 \text{ 借入利息}) \times 50\%$
 $+ \$200 \times 12 \text{ ヶ月水道光熱費} = \$6,150$

選択肢(A)が正解となる。



SU1-Q10

1-3. Filing Requirements

Cランク

Mr. Todd, who is 43 years old, had lived apart from his wife since May 2013. For 2013, his two children, whom he can claim as dependents, lived with him the entire year, and he paid the entire cost of maintaining the household. Assuming that Mr. Todd cannot qualify to file a joint return for 2013, he must, nevertheless, file a return if his gross income is at least

- A. \$3,900
- B. \$8,950
- C. \$10,000
- D. \$12,850

SU1-Q10

Answer(D) is correct.

出題トピック: 申告義務

Point !	申告義務	注意点
《原則ルール》 原則として、納税者のGI ≥ Basic standard deduction + Personal exemptionの場合、申告義務が生じる。		・例外: MFSを選択する場合には、Personal exemptionのみで申告義務の有無を判断する。 ・Additional standard deductionは、「65歳以上の高齢者」が対象となる追加控除額のみ含める(※MFSを除く)。 ・Dependency exemption (扶養控除額)は含められない。 ※ 自営業者の場合には、左記の原則とは別に、自営業からの所得(純利益)が\$400以上ある場合申告義務が生じる。 ※ 扶養家族(dependent)の場合も、左記の原則とは別に、不労所得を基準とした申告義務の規定がある。

暗記	2013 Filing Status	Standard Deduction	Personal Exemption	Total 申告義務	Additional SD
	Married Filing Jointly	\$12,200	(2人) \$7,800	\$20,000	\$1,200
	Qualifying Widow(er)	\$12,200	\$3,900	\$16,100	\$1,200
	Head of Household	\$8,950	\$3,900	\$12,850	\$1,500
	Single	\$6,100	\$3,900	\$10,000	\$1,500
	Married Filing Separately	\$6,100	\$3,900	例外 \$3,900	\$1,200

＜ポイント解説＞ Mr. Toddは、**Head of Household**の要件を満たす。
 Head of Householdの申告義務は、\$8,950 + \$3,900 = **Total \$12,850** **選択肢(D)**

Part 1

STUDY UNIT 4

ABOVE THE LINE DED. AND LOSSES

調整総所得前控除および損失

GLEIMテキスト問題集 計30問ランク内訳

A18問 (60%) B4問 (13.3%) C8問 (26.7%)

- 4-1 Educator Expenses (教育者費用)
- 4-2 Health Savings Account (医療費貯蓄口座)
- 4-3 Moving Expenses (適格引越費用)
- 4-4 Self-Employment Deductions (自営業者の控除)
- 4-5 Alimony Paid (支払離婚扶助手当)
- 4-6 **IRA Contribution** (個人退職年金口座) ⇒ **【SU11】**で解説する。
- 4-7 Higher Education Expenses (教育関連控除)
- 4-8 Other Above the Line Deductions
(その他の調整総所得前控除)

4-9 Loss Limitation (損失控除の制限)

AGIの上で控除の対象となる事業活動から生じた純損失 (Schedule C) や不動産賃貸活動から生じた純損失 (Schedule E) を控除する際に適用される損失控除制限として、**リスク負担の原則 (at-risk rule)**、**受動的活動損失の制限 (PAL rule)** を学習する。また、**有価証券の仮装売買 (wash sale)** に関する問題も含まれている。
※資産取引は**【SU7～10】**で扱う。

Point ! 4-9. Loss Limitation	
リスク負担の原則 (at-risk rule)	
損失控除制限 (at-risk rule)	事業活動などの所得獲得を目的とした活動から生じた純損失の控除は、リスク負担の原則 (at-risk rule) により、 納税者が「リスクを負担する額 (at-risk amount) = 以下①+②」に制限される。
対象	自営業者やパス・スルー課税のパートナー・S Corpの株主等の個人および遺産財団・信託、閉鎖会社 (closely held C corp.) に適用される。
リスクを負担する額 (at-risk amount)	「リスクを負担する額 (at-risk amount)」には以下が含まれる。 ① 納税者がその活動へ出資した現金の金額と資産のbasis ※但し、納税者が上記投資額の一部を回収した場合にはその分減額される。また、パートナーとS Corpの株主については、パス・スルー課税に伴う調整も加えられる。 ② 納税者がその活動において個人的に返済義務を負う(または連帯責任を負っている)借入負債額 ※但し、その活動における事業用／投資用不動産の価値や収益力が担保となっており納税者が当該担保以上に個人的責任を負うことがない <u>ノンリコース・ローン (非遡求型ローン) による借入負債額は「リスクを負担する額」に含まれない。</u> つまり、リスク負担の原則は、ノンリコース・ローンを用いた租税回避を規制 (損失控除を制限) することを主な目的としている。
不動産賃貸活動に関する特例	<u>賃貸不動産取得のための適格ノンリコース・ローンによる借入負債額 (適格非遡求型融資: qualified nonrecourse financing: QNRF) は、賃貸不動産を担保としていることを条件に、特例として、「リスクを負担する額 (at-risk amount)」に含めることができる。</u>

Point ! 4-9. Loss Limitation	
受動的活動損失の制限 (passive activity loss rule: PAL rule)	
受動的活動とは (passive activity)	Passive activityとは、 不動産賃貸活動および納税者が実質的に関与 (materially participate) していない事業活動や投資活動 をいう。
損失控除制限 (PAL rule)	Passive activityから生じた受動的活動損失 (passive loss) は、原則として、同じ受動的活動から生じた所得 (passive income) としか相殺できない。つまり、内部通算しかできず、給与所得などの他の区分の所得と相殺 (損益通算) することはできない。これをPALルールという。 - 相殺 (内部通算) しきれなかった受動的活動からの純損失 (net passive loss) は、翌年以降、「無期限」に繰越しが可能。 - 納税者が受動的活動の持分を売却するなどして処分した場合には、処分した年度に受動的活動からの純損失を“全額”控除 (給与所得などの他の区分の所得と損益通算) 可。
対象	個人、遺産財団・信託、人的役務提供法人 (personal service corp.)、閉鎖会社 (closely held C corp.) 等に適用される。
不動産賃貸活動に関する特例	個人が不動産賃貸活動に活動的に関与 (actively participate) している (かつ、その活動に対する持分の少なくとも10%を所有している) 場合、特例として、その賃貸活動 (passive activity) から生じた純損失を給与所得などの他の区分の所得と年間\$25,000まで相殺 (損益通算) 可。 但し、\$25,000という金額は、一定の調整を加えたAGI(※)が\$100,000超の納税者の場合、その超過した金額の50%分だけ減額される。 (※)ここでのAGIとは、課税対象となる社会保障給付金 (Social Security benefit) を全額除外し、受動的活動損失 (passive loss) 自体と教育ローンの支払利息控除・IRS積立額控除・自営業者税控除等を考慮しないで計算された金額をいう。

Alex started his own welding business this year. He paid \$8,000 for a truck, contributed \$15,000 cash and paid \$20,000 for tools for the business. His bank loaned \$50,000 to buy a building for the business. The building secures the loan. What is Alex's at-risk amount for this activity?

- A. \$53,000
- B. \$43,000
- C. \$93,000
- D. \$103,000

出題トピック: リスク負担の原則 (at-risk rule)

<ポイント解説>

\$ 8,000 現金出資額(トラック)
+\$15,000 現金出資額(現金)
+\$20,000 現金出資額(工具)
=**\$43,000**

∴ **選択肢(B)**が正解となる。

※本問のノンリコース・ローンは、(不動産賃貸活動における特例には該当しないため)、「リスクを負担する額(at-risk amount)」には含まれない。

SU4-Q26

4-9. Loss Limitations

Cランク

Heathcliff and Gertrude file a joint income tax return for the current year. During the current year, Heathcliff received wages of \$120,000 and taxable Social Security benefits of \$5,000. Gertrude actively participated in a rental real estate activity in which she had a \$30,000 loss. They had no other income during the current year. How much of the rental loss may they deduct on their current-year income tax return?

- A. \$0
- B. \$12,500
- C. \$15,000
- D. \$25,000

SU4-Q26

Answer(C) is correct.

出題トピック:不動産賃貸活動に関する特例(PAL rule)

＜ポイント解説＞

個人が不動産賃貸活動に**活動的に関与 (actively participate)**している(かつ、その活動に対する持分の少なくとも10%を所有している)場合、特例として、その賃貸活動 (passive activity) から生じた純損失を給与所得などの他の区分の所得と**年間 \$25,000**まで相殺(損益通算)可。

但し、\$25,000という金額は、**一定の調整を加えたAGI(※)**が\$100,000超の納税者の場合、その超過した金額の50%分だけ減額される。

(※)ここでいうAGIとは、課税対象となる社会保障給付金 (Social Security benefit) を全額除外し、受動的活動損失 (passive loss) 自体と教育ローンの支払利息控除・IRS積立額控除・自営業者税控除等を考慮しないで計算された金額をいう。

∴ **AGI=\$120,000(給与)**※課税対象となる社会保障給付金は含めない。

⇒AGIが\$100,000超の納税者である。

⇒ $(\$120,000 - \$100,000) \times 50\% = \text{減額\$10,000}$

⇒**\$25,000** - 減額\$10,000 = \$15,000

⇒控除可能な受動的活動損失 (passive loss) の金額は、\$30,000のうち、**\$15,000**までである。**選択肢(C)**が正解となる。

SU4-Q25

4-9. Loss Limitations

Bランク

Bill took out a \$100,000 non-recourse loan and bought an apartment building. The building is not security for the loan. Bill spent \$25,000 of his own money on repairs before he rented the apartment building to the public. Bill is single, works full-time, and earns \$80,000 per year. Bill's loss from the rental real estate activity, in which he actively participates, is \$30,000. He has no passive income. For what amount is Bill at-risk, and how much of Bill's passive loss from his rental activity is deductible?

	<u>At-Risk</u>	<u>Passive Loss</u>
A.	\$100,000	\$25,000
B.	\$25,000	\$25,000
C.	\$125,000	\$30,000
D.	\$125,000	\$25,000

SU4-Q25

Answer(B) is correct.

出題トピック:不動産賃貸活動に関する特例 (at-risk rule および PAL rule)

＜ポイント解説＞

「リスクを負担する金額 (at-risk amount)」は、不動産賃貸活動へ出資(投資)した現金の金額**\$25,000**となる。

借入金で取得した賃貸不動産を担保としていないとの記載があるため、不動産賃貸活動に関する特例 (qualified nonrecourse financing: QNRF) は適用されず、ノンリコース・ローンを「リスクを負担する額」に含めることはできない。

＜余談＞しかしながら、個人が担保なしでノンリコース・ローンを組むことはできないはずなので、おそらくBill氏が所有している他の不動産を担保としているのだろうが、問題文にそのような記述はない。よって、本問では、やむなく納税者にリスクがない借入負債額と考え解答する。

当年度控除可能な受動的活動損失 (passive loss) の金額は、\$30,000のうち、**\$25,000**である。

Bill氏は、PALルール of 不動産賃貸活動に関する特例 (actively participate) に該当し、AGIIは\$80,000 (給与) なので、\$25,000まで相殺 (損益通算) することができる。

∴ **選択肢(B)** が正解となる。

SU4-Q28

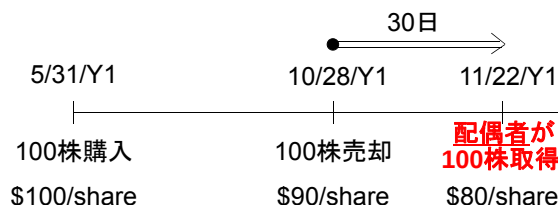
4-9. Loss Limitations

Bランク

Larry purchased 100 shares of ABC stock on May 31, Year 1, for \$100 per share. On October 28, Year 1, he sold the 100 shares for \$90 per share. On November 22, Year 1, his wife, Vickie, purchased 100 shares of ABC stock for \$80 per share.

Vickie held the stock until September 30, Year 2. On that date, she sold the stock for \$110 per share. They filed married filing separately on all returns.

- Larry has a short-term loss of \$1,000 on his Year 1 tax return.
- Vickie has short-term gain of \$3,000 on her Year 2 tax return.
- Vickie will have a short-term gain of \$3,000 on her Year 2 tax return, and Larry takes the short-term loss of \$1,000 on his Year 1 tax return.
- Vickie will have a long-term gain of \$2,000 on her Year 2 tax return and Larry will not have any capital loss on his Year 1 tax return.



SU4-Q28

Answer(D) is correct.

出題トピック: 有価証券の仮装売買 (wash sale)

Point !

有価証券の仮装売買 (wash sale)

株式等の有価証券を売却して実現した損失は、**売却日前後30日間(つまり61日間)**に実質的に同一の有価証券(オプションの取得も含む)を(再)取得している場合には、認識し控除することが一切認められない。これを仮装売買の特例という。

※ **納税者の配偶者**または納税者が支配している法人が同一の有価証券を取得した場合(間接的な取得)でも、仮装売買として扱われることになる。

(再)取得した新しい株式のbasisは、新しい株式の取得価額に、控除することが認められなかった損失(将来に認識が繰り延べられた損失: loss deferred)を加算した金額となる。(再)取得した新しい株式の保有期間は、古い株式の保有期間を含む。

①図の通り、本問は仮装売買に該当し、**Larry氏**は株式の売却損\$1,000 ($= \$90 \times 100 \text{株} - \$100 \times 100 \text{株}$)を一切控除することはできない。

②**配偶者Vickie氏**が取得した株式のbasis
 $= \$80 \times 100 \text{株: 取得価額} + \$1,000 \text{ loss deferred} = \$9,000$

③**9/30/Y2: 配偶者Vickie氏**による当該株式の売却

Amount realized	$\$110 \times 100 \text{株}$	※ Larry氏の保有期間を引き継ぐ ため、5/31/Y1の翌日から起算。
— A.B. of the property	\$9,000	
Realized / Recognized gain	\$2,000 ⇒ Long-term capital gain	

Part 1

STUDY UNIT 8

ADJUSTMENTS TO BASIS

資産のベーススへの調整

CAPITAL GAINS / LOSSES

キャピタル・ゲインまたはロス

GLEIMテキスト問題集 計30問ランク内訳

A23問(76.7%) B2問(6.6%) C5問(16.7%)

8-1 Adjustments to Asset Basis

(資産のベーススに対する調整)

8-2 Holding Period

(保有期間)

8-3 Capital Gain and Losses

(キャピタル・ゲインおよびロス)

8-4 Capital Gains on Sales of Stock

(株式の売却)

8-5 Sec.1202 and 1244 Stock

(適格中小企業株式)

SU8-Q1

8-1. Adjustments to Assets Basis

Aランク

Which of the following will decrease the basis of the property?

- A. Depreciation.
- B. Return of capital.
- C. Recognized losses on involuntary conversions.
- D. All of the answers are correct.

SU8-Q1

Answer(D) is correct.

出題トピック: 資産のbasisが減少する例

Point !

資産のbasisに対する調整

+ 主な加算調整 (追加の投資または課税)	- 主な減算調整 (投資額の回収または控除)
＜資本的支出＞ = 資産の価値を高める、耐用年数を延長する、新しい用途に使用するための支出。 ・改良 (improvement) ・都市計画費用 (zoning cost) ・特別賦課税 (special assessment tax) ※資産を使用可能な状態に保つための支出 (例: 壊れた蛇口等の交換や再塗装費用) は資産計上されない。これらの費用は、賃貸不動産や事業用資産であれば、修繕費として即費用化することができる。	＜投資額の回収＞ ・資本の払戻し (return of capital) ・地役権 (easement) ＜資産に絡む各種控除項目＞ 以下により、対象資産のbasisが減少する。 ・減価償却控除およびSec.179控除 (depreciation and Sec.179 deduction) ・災害盗難損失控除 (casualty and theft loss) ・強制的転換による損失控除 (involuntary conversion)

【注】 資産のbasis (資産への投資額、所得税が課税済の金額を表すもの) は、マイナスの値にはなりえない。※資産のbasisは、所得税の二重課税・課税漏れを防ぐ道具。

＜ポイント解説＞

選択肢(A) (B) (C) いずれも、対象となった資産のbasisが減少する。∴ **選択肢(D)** が正解。

Online**8-1. Adjustments to Assets Basis****Aランク**

Mrs. Yee purchased stock in Jones Corporation in 2008 for \$500. In 2011, she received a distribution of \$800 when Jones had no current or accumulated earnings and profits. In 2013, Mrs. Yee received a \$200 dividend when Jones had earnings and profits in excess of its dividend distribution. There has been no other activity on this stock. What is Mrs. Yee's basis in her Jones Corporation stock as of December 31, 2013?

- A. \$(500)
- B. \$(300)
- C. \$0
- D. \$500

Online**Answer(C) is correct.**

出題トピック: 資本の払戻し

Point !**普通法人 (C Corporation) からの通常の分配**

残り	→ (c) Capital gainとして課税
Stock basis	→ (b) Return of capitalとして不課税 ※株式のbasisは減少する
E&P	→ (a) Dividendとして課税

Mrs. Yee氏の株式のbasis

= \$500 (2008年取得価額)

− \$800 (2011年資本の払戻し)

+ \$300 (2011年キャピタル・ゲインとして課税) ← 株式のbasisは一の値にはなりえない。

= ちょうど\$0

※2013年における配当の受領は株式のbasisに影響を与えない。

∴ 2013年期末における株式のbasisは\$0。選択肢(C)が正解となる。

SU8-Q7

8-2. Holding Period (HP)

Bランク

If 100 shares of stock are purchased on February 14, 2013, what is the earliest date on which the stock can be sold and the gain or loss can qualify for the long-term holding period?

- A. August 14, 2014.
- B. February 15, 2014.
- C. February 14, 2014.
- D. August 15, 2014.

SU8-Q7

Answer(B) is correct.

出題トピック: 長期・短期の判別

Point !

資産の保有期間(Holding Period)

取得日の翌日～処分日	1年以内	→ 短期
	1年超	→ 長期

資産の取得方法	保有期間
購入または交換	取得日の翌日から起算。
贈与	原則: Donor's Basisを引き継いだ場合 ⇒ 保有期間も引き継ぐ(Donorの取得日の翌日から起算)。 例外: FMV at Date of Giftを用いた場合 ⇒ 贈与日の翌日から起算。
相続	常に「長期」として扱われる。
同種資産の交換	投資用または事業用資産で、同一クラスの資産の交換が該当する。 ⇒ 交換に出した古い資産の保有期間を引き継ぐ (古い資産の取得日の翌日から起算)。

<ポイント解説>

選択肢(B): 取得日の翌日2月15日～翌年2月15日⇒保有期間は1年+1日となり、長期。
選択肢(C): 取得日の翌日2月15日～翌年2月14日⇒保有期間はちょうど1年となり、短期。

SU8-Q15**8-3. Capital Gains and Losses****Aランク**

In computing the gain or loss from a sale or trade of property, which statement below best describes the amount you realize?

- A. The money you actually receive.
- B. The fair market value of the property on the transaction date.
- C. Everything you receive for the property.
- D. The value of any services you received.

**SU8-Q15****Answer(C) is correct.**

出題トピック: 実現総額 (amount realized)

<ポイント解説>

選択肢(A): 現金、選択肢(B): 現物、選択肢(D): 人的役務を含め、
対価として受領したものすべて = 実現総額 (amount realized)。
∴ **選択肢(C)** が正解となる。

Point !**Amount realized**

- **Cash received** (受領した現金の金額)
 - **FMV Property received** (受領した現物のFMV)
 - **FMV Service received** (受領した人的役務のFMV)
 - **Cancellation of Debt (C.O.D.)** (債務免除額)
- ※ 売却・交換諸費用を差し引ける。

Milton spent \$70,000 for a building that he used in his business. He made improvements at a cost of \$20,000 and deducted a depreciation of \$10,000. He sold the building for \$100,000 cash and received property having a fair market value of \$20,000. The buyer assumed Milton's real estate taxes of \$3,000 and a mortgage of \$17,000 on the building. Selling expenses were \$4,000. The gain on the sale is

- A. \$10,000
- B. \$56,000
- C. \$40,000
- D. \$52,000

出題トピック: 資産の売却損益の計算

<ポイント解説>

Amount realized =

\$100,000 (受領した現金の金額)
 + \$ 20,000 (受領した現物のFMV)
 + \$ 3,000 (債務免除額: C.O.D.)
 + \$ 17,000 (債務免除額: C.O.D.)
 - \$ 4,000 (売却諸費用)
 = \$136,000

売却日における建物のbasis =

\$70,000 (取得価額)
 + \$20,000 (改良)
 - \$10,000 (減価償却累計額)
 = \$80,000

∴ \$136,000 - \$80,000 = \$56,000 gain

選択肢(B)が正解となる。

負債の取扱い

Point !

- 相手に引き受けてもらった負債
 = 債務免除額: C.O.D.
 = 「現金の受領」と考える。
- 自分が引き受けた負債
 = 「現金の支払い」と考える。

※交換取引において、互いに負債を引き受けた場合には、互いの負債を相殺して(差額で)、交換差金 (boot) の受渡し額を計算する。